

伊根町議会事務局
障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月

伊根町議会事務局

伊根町議会事務局障害者活躍推進計画

I 総論

1 策定の趣旨

障害者である職員がその能力を有効に発揮して職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施することを目的に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる環境の整備を図るために、令和2年4月に「伊根町障害者活躍推進計画」を策定した。

この度、現計画の計画期間が令和6年度末で終了することから、現状の課題やこれまでの取組を踏まえた新しい障害者活躍推進計画を策定する。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間

3 課題

伊根町議会事務局において、職員総数が2名の小規模な機関であり、これまでに独自の職員の募集・採用は行っておらず、また障害者の職員が在籍していない。また、今後も職員の募集・採用の予定はないことから、組織的な体制整備を特段行っていない。

4 目標

人事異動により障害者である職員が議会事務局に勤務する可能性はあるため、障害者雇用の推進に関する理解を促進し、働きやすい環境づくりを行う。

II 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備に関すること

- (1) 障害者雇用推進者として事務局長を選任する。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。
- (3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- (1) 新規採用又は部署異動その他定期的に障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
- (2) 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を

講じる。

- (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (3) 障害の特性に合った働き方ができるよう必要に応じて時差出勤の利用促進を行うとともに、時間単位の年次休暇・病気休暇等の各種休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

4 その他

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。